エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数）及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑼　９の⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。

⑽　９の⑵及び⑶の欄の記載は、次によること。
ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
エ　野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合であって、設備から３メートルの距離において測定したときは、実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。

⑾　10の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。
ア　内部最高周波数が108MHzを超える設備の場合に記載すること。
イ　尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
エ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑿　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⒀　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

⒁　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

［削る］
［削る］

⑼　９の欄は、振動子の種類を「電歪型」、「磁歪型」のように記載すること。また、振動子の型名（振動子の種類及び電気的特性が同じものであって、形状により型名が異なるものは、代表的な振動子の型名）を記載すること。

⑽　添付図面等の記載は、次によること。
ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
イ　外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。
ウ　構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
エ　外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
オ　接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。

⑾　11の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

⑿　12の欄及び13の欄は、試験に供した装置について記載すること。

⒀　14の⑵の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、５分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。この場合において、高周波出力端子に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること（15の欄から18の欄までの測定条件について同じ。）。

⒁　15の⑵の欄は、電源を投入してから５分経過後までの間における14の⑴の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。

⒂　16の⑵の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⒃　17の⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。
ア　測定した最大の値をデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において妨害波電圧が最大となる妨害波の周波数を記載すること。
イ　高周波発生装置が２以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。